

【HP公開用】

令和2年度

山形地方最低賃金審議会

[第3回]

議 事 録

令和2年8月7日（金）

於 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

1 日 時 令和2年8月7日(金)
13時30分～14時15分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出席者(委員15名)

(公益委員)
阿部 未央 委員
伊藤 吉明 委員
コーエンズ久美子 委員
村山 永 委員
山上 朗 委員

(労側委員)
柏木 実 委員
金子 浩 委員
蒲原 清天 委員
高橋 英樹 委員
長瀬 久子 委員

(使側委員)
岩田 雅史 委員
太田 宏明 委員
加藤 祐悦 委員
丹 哲人 委員
原田 雅人 委員

(山形労働局) 局 長 河西 直人

(事務局) 労働基準部長 中井 正和
賃金室長 阿部 浩志
賃金室長補佐 滝川 純子
賃金指導官 中里 康浩

4 議 事

- (1) 山形県最低賃金の改正決定について(答申)
- (2) 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 そ の 他

6 閉 会

令和2年度 第3回 山形地方最低賃金審議会議

【R2.8.7(金)】

会 長 本日は、お忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今から、本年度第3回の山形地方最低賃金審議会を開催いたします。はじめに、本日の出席者等につきまして事務局からの報告をお願いいたします。

賃金室長 本日は、委員の皆様が出席されておりますので、審議会開催の定足数を満たしていることをご報告いたします。

また、本日の審議会は原則公開するということになっておりましたので、傍聴人の申込みの公示をいたしましたところ、8名の申込みがあり傍聴いただいております。また、報道機関からも7社からの申込みがあったことをご報告いたします。

なお、カメラ撮影は頭撮りと、答申文、諮問文手交場面を許可しておりますので併せてご報告いたします。

審議に入る前に報告をさせていただきます。

8月4日、山形県労働組合総連合、山形県2020年国民春闘共闘委員会、山形県医療労働組合連合会様から「山形県の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げ、1,500円を目指し、地域間格差を解消し、中小企業支援の拡充を求める要請書」に268筆の署名の追加提出がありました。前回提出されたものと合わせて6,101筆の署名が提出されたことをご報告いたします。

会 長 それでは、議事録署名者であります労働者側は柏木委員、使用者側は丹委員をお願いいたします。

本日の最初の議題は、山形県最低賃金の改正決定についてであります。

報道機関の皆様申し上げます。審議に入りますので、カメラ撮りは一旦ここまでとしていただきまして、ご着席をお願いいたします。

なお、後ほど答申文、諮問文の受け渡しの場面の撮影の時間を取りましますので、その都度指示に従ってください。

それでは、山形県最低賃金専門部会の審議結果につきまして、伊藤部会長からの報告をお願いいたします。

伊藤部会長 本日までの専門部会におきまして、内容決定いたしましたので、報告書を読み上げることで報告に代えさせていただきたいと思っております。

(報告書読み上げ)

会 長 専門部会の審議等につきましては、ただ今ご報告いただいたとおり、3円引上げの793円ということでのご報告をいただいた訳ですが、この部会報告について各側委員よりご意見をお聞きしたいと思えます。

労側いかがでしょうか。

柏木委員 3円引上げということになりました。今年の最低賃金審議会というのは、中央での目安が示されずに、現行水準維持とよくわからない見解でもって地方にゆだねられたというようなことから始まりました。報道各社においては、あたかも今年の最低賃金引上げは無いというような取り上げ方をされて、各地方審議会ではゼロが当たり前のようなところからスタートしたというふうにも聞いています。今回3円の引上げとなった訳ですけれども、コロナ禍の中で、企業が大変な状況であるということは重々に承知しております。しかしながら、それと同じように、労働者の方で解雇されたり、雇止めを受けたり、中途削減や賃金カットによる収入減、そういったもので大変な思いで苦しんでいる労働者がいっぱいいるということも事実であります。最低賃金の審議会というのは、生活できる最低賃金に向けて少しでも近づけていくというメッセージを送る所でなければならぬというふうに私は思っております。昨日、山形県の人口減少率が全国で3番目に高いという記事が出ておりました。労働力人口も流出を防ぎ地域間の格差を無くすためにも、最低賃金を生活できる水準に少しでも近づけていく、そして県民に向けて「みんな山形で頑張っていこうや」というメッセージを送りたいというふうに思っております。この3円という一桁の金額ではありますが、この審議会においてはコロナ禍で大変な状況というところで、いろいろ審議を尽くしながらこういった結果に至ったということですので、我々としては金額について賛成したところでもあります。

会 長 労側から他にございませんか。

(意見なし)

会 長 よろしいでしょうか。それでは、使用者側からのご意見をいただきます。

使用者側 特にありません。

会 長 公益委員の中からご意見のある方はいらっしゃいますか。

(意見なし)

会 長 よろしいでしょうか。それでは、部会報告についての採決に移らせていた

できます。

山形県最低賃金の改正につきまして、当審議会として部会報告どおりの3円引上げ793円とすることで、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(公益委員4名、労働者側委員5名が挙手)

会 長 反対の方の挙手を求めます。

(使用者側委員5名が挙手)

会 長 採決の結果、私会長を除き、賛成が9名、反対が5名でありますので、賛成過半数と認め、山形県最低賃金を部会報告どおり答申することに決定をいたします。ありがとうございました。

それでは答申文作成のため休憩をしますが、事務局どれくらい必要でしょうか。

賃金室長 5分いただければと思います。

会 長 それでは、5分間休憩に入ります。

(休憩)

会 長 それでは、再開いたします。
答申文の写しを皆さんに配布してください。

(事務局：答申文案の写しを各委員に配布)

会 長 当審議会としての答申文の文案が出来上がりました。その写しをお手元に配布させていただきましたので、ご確認をいただきたいと思います。

皆さん、ご確認いただきましてこのとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 それでは山形労働局長に答申することといたします。
報道機関の皆さんに申し上げます。答申文の受け渡しの場面の撮影を許可いたします。

(会長から局長へ答申文を手交)

会 長 答申文を事務局から読み上げてください。

賃金室長 (答申文を読み上げ)

会 長 それでは、山形労働局長よりご挨拶を頂戴したいと思います。

局 長 ただ今、山上会長から山形県最低賃金の改正決定について、答申をいただきました。7月2日に山形県最低賃金の改正決定について諮問を行いまして、ご審議をお願いしたところでございます。

審議会におかれましては、地域の実情や労使の動向などを踏まえて、慎重な審議を尽くされ、答申を決定していただいたというふうに考えております。心より感謝申し上げたいと思います。

特に、専門部会の委員の皆様には、ご多忙の中、また猛暑の中、部会において6回に及ぶ調査審議を尽くしていただきました。

今後、山形労働局といたしましては、本日の答申を踏まえまして、改正発効に向けての進めを進めて参りたいと思っております。

また、改正後の最低賃金の周知広報とその遵守の徹底ということ、特に業務改善助成金を始めといたしました中小企業・小規模事業場への支援について、適切に取り組んで行きたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、答申に対する御礼とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

会 長 ありがとうございます。

報道機関の皆さんは一度ご着席をお願いします。

答申後の事務手続について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 今後の手続について申し上げます。

本日答申をいただきましたので、本日より答申内容を公示いたしまして、異議申出の受付を行います。

締切りは8月24日月曜日となります。異議の申出が無い場合は、9月3日に官報公示、10月3日発効となります。異議の申出がなされた場合は、8月25日火曜日午前10時から開催の第4回本審で異議の取扱いの審議をいただく予定にしております。審議の結果、答申どおりとの結論をいただいた場合でも9月3日に官報公示、10月3日発効となりますのでよろしくお願い申し上げます。

会 長 ただ今の説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

(質問なし)

会 長 無いようですので、次の議題に移ります。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、労働局長から諮問を受けることとなっておりますので、お願いをいたします。

会長 報道機関の皆さんには、これより諮問文の受け渡しまでについての撮影を許可いたします。

局長 (諮問文4件読み上げ会長へ諮問文を手交)

(事務局より各委員に諮問文写を配布)

会長 報道機関の皆様はカメラ取りを終了してご着席ください。

会長 必要性の諮問理由についての説明をお願いいたします。

部長 基準部長の中井でございます。改正決定必要性の諮問理由についてご説明いたします。

まず資料2の2をご覧ください。7月31日に4業種の特定最低賃金の申出がございました。1ページ目ではありますが、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業、適用労働者は2,374人となっております。次に3ページ目、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、適用労働者は15,080人となっております。次に6ページ目、自動車・同附属品製造業、適用労働者は4,907人。次に8ページ目、自動車整備業、適用労働者は3,085人と各関係労働組合の代表から、産業別最低賃金の改正決定を求める申出がございました。

当局におきまして、その内容を審査したところ、資料2の1にありますとおり、申出合意労働者のおおむね3分の1以上であり、申出に必要な条件を満たしていると認められますので、本日、改正決定の必要性の有無について貴会の意見を求めるという諮問をさせていただくことになりましたので、よろしくをお願いいたします。

会長 ただ今の説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(質問なし)

会長 それでは、これから必要性の審議に入るわけではありますが、まず労働者側から申出等にかかる説明と意見等をお願いします。

柏木委員 ただ今基準部長から説明ありましたとおり、4業種におきまして基幹産業ということで今回申出を行っているところでございます。すべて適用労働者数の3分の1を超える合意労働者数を確保して申出を行っております。

資料3の方には、特定最低賃金疎明資料解説ということで記載しております。この4業種について、一般産業用機械製造、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、自動車整備業、自動車・同附属品製造業ということで、それぞれ賃金センサスによるデータ、そして令和元年賃金構造基本統計調査、これは厚生労働省ホームページにより調べたものです。あと都道府県の都道府県別第1表ということで、年齢階級別決まって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与、その他特別給与額ということで、資料3の最後の方に各業種のデータを添付しております。なお、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業に関しましては、申出労働者間における賃金格差ということで、18歳の最低賃金額これは企業内最賃でございますが、A社、B社、C社ということで、A社 [REDACTED]、B社として [REDACTED]、C社 [REDACTED]

[REDACTED] この3つの労働組合の企業内最低賃金を記載しております。

資料3の2ページをご覧ください。一般産業用機械製造業についてでございます。これは賃金センサスによる規模間格差ということで、所定内給与額を記したところでございます。製造業男女計でございますが、1,000人以上、100人から999人、10人から99人の比較において、この企業規模間における格差がかなり広がっているということでございます。

3ページの電子部品・デバイス・電子回路製造業について、先程申し上げましたが、18歳の企業内最低賃金A社、B社、C社ということで、A社におきましては企業内最低賃金1,068円でございます。B社は940円、C社は845円ということで、A社を100とするとB社は88.0ポイント、C社は79.1ポイントで、これだけの格差があるということであります。賃金センサスによる規模間格差についても、ご覧のとおり企業規模において、格差がかなり大きいということがご覧になれると思います。

4ページでございますが、自動車整備業で賃金センサスの規模間格差につきましては、サービス業の男女計で出しております。これにつきましては、サービス業の他に分類されないものの賃金センサスでございますが、1,000人以上のところはかなり低い数字になってはいますが、ここはサービス業において、企業規模が大きいと非正規の方がかなり居られるのかなというように思いで見えておりました。いずれにしても、規模間の格差というのはこのサービス業においてもかなりの開きがあるということがわかります。

5ページですが、自動車・同附属品製造業につきましては、一般機械と同じ製造業の賃金センサスということで同様でございます。

こういったことからですね、賃金格差が存在するというので、事業の公正競争を確保する観点から最低賃金の適用を受けるべく労働者の同意をもって、今回、特定最低賃金の改正決定を求めるということで申出をいたしております。以上です。

会 長 ありがとうございます。次に、使用者側からのご意見をお聞きしたいと思
います。

丹 委 員 業種によってはですね、必要ないんじゃないかと、実態とかけ離れている
と思うところは実はございます。例えば、自動車整備業は他に分類されない
サービス業の中に入っていますけれども、山形だけの特殊な部会で如何なもの
なのかなど、特に整備士の資格をお持ちの方は、最低賃金で働いておられ
る方はほとんどいないとかそれでは人が集まりませんので、そういった
疑問はあるんですけれども、これまで重ねてきた労使の歴史を踏まえて諮問
には応じさせていただきます。

会 長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

(意見なし)

会 長 本日は、労使双方からのご意見をいただきました。次回も引き続き審議を
していきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。
本日はこれにて終了をいたします。
次回の日程等につきまして、事務局からお願いします。

賃 金 室 長 次回の本審は、8月25日火曜日午前10時から、場所は本日と同じこの
大会議室で行います。
本日答申をいただきました県最賃についての異議申出があった場合は、ま
ずその審議をしていただきまして、また、特定最賃の必要性の審議を引き続
きお願いしたいと思っております。
なお、特定最賃の専門部会などの日程についてお願いがございまして、資
料の最後に入れておりますのでよろしくお願いいたします。

会 長 次回の本審議会は、異議の申立てがなされた場合の異議についての審議及
び本日に引き続き特定最低賃金の必要性の審議を行いたいと思っております。審議
会としては、原則どおり公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

会 長 本日本日予定したものは以上ですが、委員の方々から他に何かございますか。

(意見なし)

会 長 なければ、本日はこれで終了といたします。

各委員のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。